

第Ⅲ章 広域緑地(普天間公園等)の方針設定に向けて

Ⅲ－１では公園・緑地計画の前提とすべき広域計画、Ⅲ－２では「全体計画の中間取りまとめ(案)」にいたるまでの検討成果、地権者等の意見及び本年度調査の成果等を集大成し、Ⅲ－３では公園・緑地の中間取りまとめに向けた計画方針を取りまとめている。

Ⅲ－１ 公園・緑地にかかる広域計画のレビュー

「沖縄県広域緑地計画」（平成 14 年 3 月 沖縄県）は、公園・緑地にかかる上位計画として位置づけられているため、はじめに、その計画の骨子とその後の跡地を対象とした広域緑地調査の成果についてレビューを行ない、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた検討の前提条件として再確認

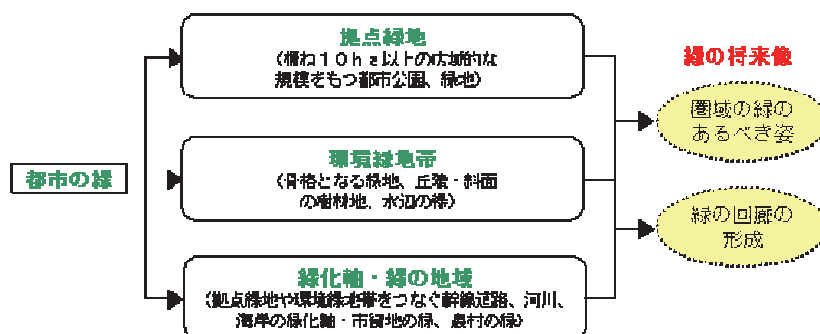
1) 「沖縄県広域緑地計画」（平成 14 年 3 月 沖縄県）の概要

① 公園・緑地の整備目標

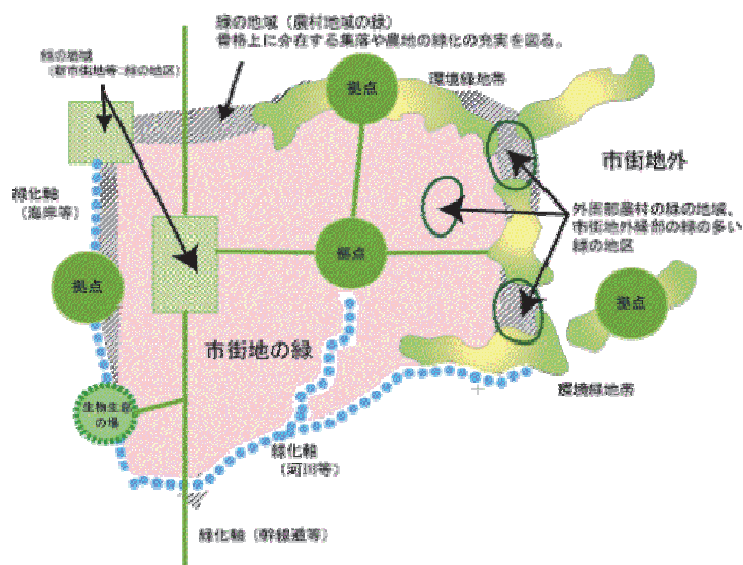
- ・ 将来人口に対する都市公園の確保
 - － 17.9㎡(平成12年度)⇒25.7㎡以上(平成32年度)
- ・ 将来市街地面積に対する緑地の確保
 - － 21.6%(平成12年度)⇒34.2%以上(平成32年度)

② 緑の将来像

- ・ 3つの緑で構成



- ・ 沖縄の緑の特性を活かした「緑の回廊」を形成



- ・ 普天間跡地に根幹的な都市公園（広域公園）を配置
 - － 文化（沖縄文化の発信と交流の促進）をテーマとして、規模は100ha以上を目標

2) 「中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査」(平成 22 年度 沖縄県)(以降「跡地緑地調査」と記す)の概要

① 跡地の活用による公園・緑地整備目標の実現に向けたフレームワーク

- ・ 嘉手納以南の跡地全体(約 1500ha と想定)が市街地利用されることを前提
- ・ 跡地毎に整備目標を実現するケース(モデルとなる市街地の形成)
 - ― 普天間飛行場における公園緑地規模は約 120ha (区域の 25%/周辺の公園・緑地を含めて 30%)
- ・ 広域緑地計画における未確保分を含めて跡地で確保するケース
 - ― 跡地全体で確保すべき公園規模は約 370ha
 - ― 普天間飛行場における公園緑地規模は約 220ha (区域の 46%)
- ・ 保水機能維持から見た緑化率
 - ― 現況の緑被率を維持するためには、公園・緑地以外においても 50%程度の緑化が必要

② 普天間飛行場跡地における緑地の保全、再生の方向

- ・ 残存する資源の保全
 - ― 水循環系の保全(湧水の保全に向けた保水機能の維持)
 - ― 地形・水系・生態系等の保全(段丘崖、陥没地形、御嶽等と一体となった樹林地の保全)
- ・ 失われた資源の復元
 - ― 文化財の調査と保全
 - ― 水や緑・地形と一体となった生活形態の復元(中南部都市圏の本来の生活のあり方を具現化)
 - ― 地形・地質に応じた樹種・植生の検討(適正な植生への転換)
- ・ 大規模公園の設置(新たにつくり出すオープンスペース)
 - ― 平坦で標高が高い跡地の特性を活かした防災機能の確保が重要
 - ― 非常時における水の確保に向けた地下水の活用を検討
 - ― 中南部都市圏の広域防災拠点としての国営大規模公園について、国に要望していくことが必要

③ 駐留軍用地跡地の緑地確保のための課題

- ・ 駐留軍用地跡地全体に対する包括的・戦略的な基本的方針の明確化
- ・ 詳細な情報に基づく開発計画との調整と早期立ち入りの実現
- ・ 多様な緑地確保方策の仕組み
- ・ 緑地保全・創出へのコンセンサスの醸成と多様な主体の参加

Ⅲ－２ 公園・緑地にかかるこれまでの検討成果の整理

「普天間飛行場跡地利用基本方針」にもとづく計画分野別の検討にもとづき、「全体計画の中間取りまとめ（案）」において取りまとめられた公園・緑地の計画づくりの方針や公園・緑地空間配置の考え方を再確認し、地権者等の意見を聴取するとともに、本調査における新たな検討成果を加えて、公園・緑地にかかる計画づくりにあたっての前提条件や留意事項として集大成

1) 「全体計画の中間取りまとめ（案）」の公園・緑地に関連する計画づくりの方針

（土地利用及び機能導入の方針）

① 振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入

- ・ 振興の拠点においては、県内外からの機能誘致を目標とし、優れた環境づくりをそのための戦略として重視しており、公園・緑地整備は優れた環境づくりの有力な手段として期待されるため、緑豊かな風景づくりや創造と交流の場の形成に向けた公園・緑地の計画づくりを目標
 - － 「振興拠点ゾーンでは、国際的な評価にも耐える優れた環境づくりと機能導入の受け皿となる用地供給を行ない、先進的な技術や多才な人材を集め、沖縄の振興を先導する「創造と交流の場」を育成」（全体計画の中間取りまとめ（案））

② これからの時代にふさわしい住宅地づくり

- ・ 跡地の居住ゾーンにおいては、新しい来住者にアピールする住宅地づくりや周辺市街地との一体的な生活空間づくりを目標としており、身近な憩いの場の形成や周辺市街地における緑不足への対応等に向けた公園・緑地の計画づくりを目標
 - － 「居住ゾーンでは、ゆとりある空間を活かした優れた住宅地開発を導入し、…跡地と周辺市街地が共用する生活関連サービス機能（公園を含む）を整備」（全体計画の中間取りまとめ（案））

（都市基盤整備の方針）

① 公園・緑地空間の整備

- ・ （仮）普天間公園を中心とする公園・緑地空間については、沖縄県における「全島緑化」の先導や中南部都市圏の新たな発展の舞台となる緑豊かなまちづくりを目標としており、「沖縄県広域緑地計画」（既出）にもとづく緑地整備目標の達成と新たな発展の舞台としてふさわしい魅力づけに向けた公園・緑地の計画づくりを目標
 - － 「…（仮）普天間公園を中心とする公園・緑地空間については、「全島緑化」の先導や中南部都市圏の新たな発展の舞台となる緑豊かなまちづくりを重視して…」（全体計画の中間取りまとめ（案））

② 供給処理や情報通信の基盤の整備

- ・ 跡地の特性であり、地域の自然資源の一つとして位置づけられる地下水系の保全については、湧水の水量・水質の維持に向けた取り組みを重視し、公園・緑地に限らず、跡地全

体において雨水流出を抑制することを目標としており、**雨水浸透率が相対的に高い公園・緑地の特性を活かした公園・緑地の計画づくり**を目標とし、洞穴の上部空間に公園・緑地を配置することの効果については、今後の現地調査の成果にもとづいて確認した上で、計画づくりに反映

- －「…計画の具体化を進める段階で、水資源循環システムの構築等に向けた計画づくりに着手」（全体計画の中間取りまとめ（案））

（環境づくりの方針）

① 循環型社会の形成

- ・ 跡地のまちづくりにあたっては、循環型社会の形成に向けた先進的なまちづくりに共感する企業や来住者を誘致することを目標としており、緑陰による高温化の抑制等、**省エネルギーやゼロエミッションによる生活空間の快適性の確保等に向けた公園・緑地の計画づくり**を目標
- －「循環型社会の形成に向けた先進的なまちづくりに取り組み、そのような取組に共感する企業や来住者を誘致…」（全体計画の中間取りまとめ（案））

② 優れた地域イメージの創造

- ・ 跡地のまちづくりにあたっては、緑地空間の保全、緑豊かな風景づくり、歴史的空間の再生（並松街道、旧集落等）等による歴史・文化・自然に根ざした地域固有の風景づくりを目標としており、**優れた地域イメージの創造に向けた公園・緑地の計画づくり**を目標
- －「緑地空間の整備、緑豊かな風景づくり及び歴史的空間の再生（並松街道、旧集落等）による優れた地域イメージを県内外に発信…」（全体計画の中間取りまとめ（案））

③ 自然環境や埋蔵文化財への対応

- ・ **地盤環境（洞穴の位置・深さ）**については、今後の現地調査の成果を踏まえて、洞穴の上部空間の土地利用にかかる安全性の確保に向けた方針（土地の利用制限等）を追加することとしており、**公園・緑地としての利用にあたっては、その方針を適用**
- ・ **埋蔵文化財**については、今後の発掘調査の成果を踏まえて、重要遺跡等の取り扱い方針を追加することとしており、**公園・緑地の区域に取り込む場合には、埋蔵文化財の保全・活用と公園・緑地の魅力づけの両面での効果を確認**
- －「今後、現地調査の調査結果にもとづき、埋蔵文化財保護計画や地盤環境にかかる利用制限方針等を計画づくりの方針として追加」（全体計画の中間取りまとめ（案））

2) 「全体計画の中間取りまとめ(案)」の公園・緑地空間配置の基本的な考え方

① ネットワーク型の公園・緑地整備

- ・ 公園・緑地整備に期待されている「**緑豊かな風景づくり**」や「**身近な憩いの場の形成**」を実現するためには、公園・緑地の規模が同じであれば、ネットワーク型の公園・緑地整備の方が効果的と判断
- －「**緑豊かな風景づくり**」により跡地全体の地域イメージを高めるためには、多くの人々の目に触れる幹線道路沿道等に公園・緑地を配置することが有効であり、また、同じ面積を帯状に配置することにより、公園・緑地に面する魅力を楽しむことができる区域を広げることが可能
- －「**身近な憩いの場の形成**」により、くらしの場の質を高めるためには、公園・緑地までの平均的な到達距離を縮めることが重要であり、公園・緑地の格子状のネットワークを跡地全体に張巡らすことが効果的と判断

② 大きなまとまりの必要性については、引き続き整備内容と合わせて検討

- ・ 公園・緑地整備に期待されている「創造と交流の場の形成」や「新たな発展の場にふさわしい魅力づくり」を実現するためには、振興プロジェクトとしての大規模集客施設等を視野に入れた規模の確保も必要であり、整備内容の具体化と合わせて引き続き検討

③ 周辺市街地からの利用を視野に入れた配置

- ・ 公園・緑地整備に期待されている「周辺市街地における緑不足への対応」を実現するためには、跡地と周辺市街地の境界線沿いに公園・緑地を配置することにより、周辺市街地からの公園・緑地利用の利便性を高めることが望ましいと判断
 - －跡地の南、北、東側の周辺市街地からの利用を重視（地形上の制約から、跡地の西側の周辺市街地からの利用は困難）
 - －跡地の居住者の一部は周辺市街地の既存の小・中学校等を利用し、周辺市街地の居住者は跡地の公園・緑地を利用するという相互依存関係に着目

④ 斜面緑地の保全と並松街道の再生

- ・ 公園・緑地整備に期待されている「優れた地域イメージの創造」に向けた地域に固有の風景づくりには、特色ある地形が見える緑の風景づくりや昔を偲ばせる空間の再生等に取り組むことが有効と考え、跡地の西側や東側の斜面緑地の保全や並松街道の再生を計画
 - －旧集落空間の再生については、居住ゾーンの一部として位置づけ、個性的な生活空間として再生することを検討

3) 「地権者意向確認調査」による公園・緑地に関する意見の聴取

① 公園・緑地空間の配置する上で重要なこと

- ・ 重要性の評価が高いのは、「跡地西側の斜面緑地や海への眺望を活かすこと」が約 41%、「跡地全体で緑を感じられるようにすること」が約 34%の賛同を得ており、普天間飛行場の跡地においては、海の眺望の確保や緑豊かなまちづくりに向けた公園・緑地整備に対する期待が大きいことが読み取れる（表Ⅲ－1）。

② 「公園・緑地空間配置パターン比較案」の評価

- ・ 評価が高いのは、ネットワーク型の比較案2が約 27%、比較案4が約 26%、あわせて約 53%であり、集約型の比較案1、3があわせて約 32%であるのと比べて、多くの賛同を得ており、ネットワーク型に対する期待が大きいことが読み取れる（表Ⅲ－2）。

表Ⅲ－1 公園・緑地空間配置上重要なこと

選択肢	割合
大きなまとまりをつくり、魅力として活かすこと	28.1%
跡地全体で緑を感じられるようにすること	33.8%
跡地周辺の周辺市街地からも緑をかんじられるようにすること	24.7%
把握されている重要遺跡を跡地空間に取り込むこと	27.2%
跡地西側の斜面緑地や海への眺望を魅力として活かすこと	40.8%
その他	3.7%
無回答	6.9%

表Ⅲ－2 比較案の評価

選択肢	割合
比較案1	14.9%
比較案2	27.2%
比較案3	17.4%
比較案4	25.7%
どの案も良いと思わない	4.7%
無回答	10.1%

*表Ⅲ－1、表Ⅲ－2の割合は回答数（1051）に対する値

4) 本調査による新たな検討成果

① 公園・緑地の計画フレームの想定

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ」にあたっては、地権者の合意形成や事業形成の可能性等を視野に入れた意見交換が不可欠であり、そのための判断材料として、公園・緑地の計画フレームを含め、跡地の土地利用区分別のおおよその計画フレームを想定
 - －土地利用区分別の計画フレームは、土地区画整理事業を想定した事業形成の可能性等を見るための資料として活用するために、公園・緑地の計画フレームは公共用地に区分されるものについての想定を重視
- ・ 普天間飛行場の跡地においては、「沖縄県広域緑地計画」の「緑地」の計画水準（市街地面積の30%）を達成することを方針として、約145haを「緑地」の当面の整備目標として想定
 - －「緑地」は施設緑地と地域制緑地の総和であり、施設緑地については現段階では都市公園と見る必要があり（都市公園以外については現段階では計上が困難）、地域制緑地については、法による地域制緑地は想定できないこと（土地区画整理事業を前提とすると、厳しい土地利用制限を受ける地区への換地は困難）等から、地区計画や各種協定による宅地内緑地等に限定され、過度の期待はできないため、跡地においては、「緑地」の多くは都市公園（土地区画整理事業の公共用地）による確保が必要と判断
 - －「跡地緑地調査」（既出）では、「跡地毎に緑地確保の目標を達成するケース」と「広域における不足分を全て跡地で確保するケース」が想定されているが、後者では、普天間飛行場跡地で約220haとされており、その多くを都市公園とした場合、道路等とあわせた公共用地率が50%を超えることも想定され、地権者合意が困難と考えられるため、前者を当面の目標として想定
 - －ただし、「跡地緑地調査」の「跡地毎に緑地確保の目標を達成するケース」では、「周辺地域の緑地」を含めて市街地面積の25%を目標としているが、緑地の確保が相対的に容易な跡地においては、市街地面積の30%を目標
- ・ 整備目標とする「緑地」の内、都市公園は約125ha、残りの約20haは、歩行者専用道路（並松街道）、道路の植栽帯、協定・条例による緑地（地区計画による敷地内緑化等）等を積み上げて目標を達成することを想定し、都市公園の約125haを土地利用区分別の計画フレーム（表Ⅱ-3）の公園・緑地の面積として計上
 - －「緑地」の計画水準を実現することにより、「沖縄県広域緑地計画」による都市公園の計画水準（20㎡/人）を自動的に達成（約125haの都市公園は居住人口約6.3万人分であり、人口フレームはそれ以下と判断）

② まちづくりの目標の実現に向けた公園・緑地整備の役割を整理

- ・ これまでの検討成果を踏まえて、公園・緑地整備の役割を、「広域的な振興策としての役割」と「地域のインフラとしての役割」の二つに整理
 - －「広域的な振興策としての役割」を担う公園・緑地は、沖縄の振興プロジェクトの一つとして、21世紀の万国津梁のシンボルとなり、国内外から人々を迎える国際的な文化交流の場の形成を目標
 - －「地域のインフラとしての役割」を担う公園・緑地は、跡地利用の促進に向けた魅力づくりの一環として、固有の歴史や自然を活かした地域の魅力づくり、緑の豊かさが見える身近なくらしの場の形成を目標

③ 広域的な振興策としての役割を担う公園・緑地整備のイメージ

- ・ 「広域的な振興策としての役割」を担う公園・緑地については、国内外にアピールできる骨太の構想が必要と考え、「沖縄県広域緑地計画」において（仮）普天間公園のテーマとされている「文化の公園」（沖縄文化の発信と交流の促進）にふさわしい整備方向の一つとして、「全国やアジアの諸国等からの参加を促進する文化交流の場の形成」を目標とした大規模集客施設等を候補として選定

- 大規模集客施設の例としては、「沖縄文化をはじめとして、諸国の伝統文化や現代文化を発信する庭園や屋外展示、パビリオン等で構成する（仮）万国津梁公園」、「国内外からの青少年を迎えた宿泊型交流イベントのための（仮）国際青少年キャンプ」、「国内外のアーティストによる公演や集会イベントの場とする（仮）森のアリーナ」等を想定
- 大規模集客施設の選定にあたっては、優れた管理・運営の実現に向けて、運営基盤を強化する可能性等にも配慮

④ 公園・緑地に雨水地下貯留浸透施設を配置

- ・ 跡地においては、雨水の地下浸透率が相対的に高い基地利用から市街地利用に転換することにより、雨水の地下浸透率が低下することになるため、雨水の地下貯留浸透施設の整備等による地下水涵養が必要であり、公園・緑地の地下に雨水の地下貯留浸透施設を設置する方法を考案
 - これまでの検討成果（宜野湾市自然環境調査 平成 15 年度）によると、基地内の降雨量の約 5 割が蒸発、約 3～4 割が地下浸透、1～2 割が表面流出と推計されており、市街地では住宅地区であっても流出は約 3～5 割と見込まれているので、雨水流出量は増大
 - もともと地下浸透率が高い公園・緑地は、雨水流出を抑制する土地利用として期待されているが、より積極的な取組として、公園・緑地の地下に雨水貯留浸透施設を設け、下水道の雨水管渠と結ぶことにより、地下浸透を増やし、跡地外への流出量を減らすとともに、貯留水を樹木の灌水や公園内の水面の補給水として活用する可能性等にも期待

⑤ 下流部の地域における水循環システムの構築

- ・ 固有の水循環を特色ある地域の魅力づくりに活かすためには、上流部の跡地等における地下水系の保全に向けた取組とあわせて、下流部の地域においては、湧水利用による農業生産の継続、生物の生息環境の保全、水のある風景づくりに取り組む等、地域全体としての水循環システムを構築することを重視
 - 固有の水循環を活かした地域のくらしを見せることができるのは、湧水から海に注ぐまでの間であり、その一帯においては、跡地における地下水涵養に向けた努力の成果を活かすための計画づくりが不可欠

⑥ 「歴史的景観の保全」に向けた公園・緑地整備の方向

- ・ 「埋蔵文化財保護基本マニュアル導入調査（平成 18 年 3 月 宜野湾市）」で目標とされている「歴史的景観の保全」については、昔の地域の姿を偲ばせる要素を、新たな土地利用と調和させつつ、公園・緑地等にはめ込むことにより、新しいまちの風景に歴史的な奥行きを与え、まちの暮らしを豊かにするため取組として重視
 - 当面は、当時のことを記憶している人々がおり、地図、空中写真等の資料も残されている戦前の地域の姿を偲ばせるための取組を重視し、並松街道の復元や集落空間の再生に向けた住宅地づくり等を計画
 - 中世以前の遺跡については、考古学の研究材料としては重要であったとしても、公園・緑地の一部として活かすためには、その存在を多くの人々の感動につなげる必要があり、発掘調査の成果を踏まえて、そのための演出方法等を検討することを予定

⑦ 広域防災機能については目標設定に向けた新たな意見聴取が必要

- ・ 「沖縄県広域緑地計画」では（仮）普天間公園は防災機能を担うこととされており、その方針は（仮）普天間公園に関するその後の検討にも引き継がれてきている。（仮）普天間公園が担う広域防災機能の具体化に向けては、以下の視点から目標設定に向けた新たな意見聴取を行い、その結果を「全体計画の中間取りまとめ」に反映
 - 宜野湾市の地域防災計画では、屋内空間が確保できる学校や公民館等を避難場所として指定しており、避難場所としての機能を考慮した跡地内の公共公益施設の配置
 - 西海岸地域の津波や台風による浸水被害に対する一次避難地としての可能性（標高差 70m）

- 活動に必要な人員、情報、物資の集積地となる広域的な防災活動の拠点（防災本部、備蓄倉庫、ヘリポート、仮設宿舍等）としての県内における役割分担
- 国際貢献の一環として、国外をも対象とする緊急医療や救出活動の拠点を形成する可能性等

⑧ 土地利用ゾーンとの整合性を重視

- ・ 公園・緑地の配置にあたっては、「まちづくりの構想」の「土地利用配置指針」との連携を図りつつ、周辺の土地利用に好影響を及ぼすとともに、公園・緑地の整備効果を高めることを重視
 - 「広域的な振興策としての役割」を担う公園・緑地は、振興拠点ゾーンにおける優れた環境づくりの中核としての役割を果たし、県内外からの機能誘致を促進することが期待されており、配置にあたっては、振興拠点ゾーン全体のイメージアップにつなげることが重要
 - また、「広域的な振興策としての役割」を担う公園・緑地において、大規模集客を目指す場合には、集客力を高めるために、配置にあたっては、都市拠点ゾーンの中核的なエリアと隣接させることも重要
 - 「地域のインフラとしての役割」を担う公園・緑地には、身近なくらしの場の形成や魅力的な風景づくりにより、新しい来住者にアピールしていくことが期待されており、配置にあたっては、居住ゾーン全体のイメージアップにつなげることが重要

Ⅲ－３ 広域緑地（普天間公園等）の中間取りまとめに向けての検討

Ⅲ－１，２の成果を踏まえ、広域緑地（普天間公園等）の位置・範囲等を検討した上で「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地の計画方針を取りまとめ

1) 広域緑地（普天間公園等）の整備コンセプト（案）と基本方針

① コンセプト（案）

亜熱帯島しょ海洋性気候に育まれた、水、緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を復元・継承し、新たな環境共生の暮らしと“イチャリバチョーデー”（多文化共生）の心を世界に発信する

② コンセプト（案）の考え方

- ・ 普天間飛行場は、沖縄戦で集落や農地を接收して建設したもので、以来60年余にわたり米軍飛行場として使用されてきた。沖縄中南部都市圏の中央にあり、まわりは密集市街地に囲まれ、宜野湾市の都市構造を歪なものにしているが、都市的ポテンシャルの高いところである。
- ・ 同飛行場の地域特性は、亜熱帯島しょ海洋性気候の琉球石灰岩台地に位置し、地下には鍾乳洞や地下水脈が発達しているとともに、琉球文化の遺産である埋蔵文化財や沖縄特有の豊かな植生・生態系が数多く残されている。
- ・ 普天間飛行場の跡地利用は、沖縄県の県土再編並びに宜野湾市の都市構造をリフレッシュする絶好のチャンスであり、広域緑地（普天間公園等）は、平和希求のシンボルの役割を担いつつ、豊かな自然環境、恵まれた水系環境に育まれてきたかつての沖縄らしい環境・歴史・文化を保全、再生、活用し、未来に継承しつつ、新たな持続発展可能な環境共生型の都市づくりを導くものである。
- ・ それは、将来の沖縄の生活・振興と融合し、跡地利用と市内・県内の機能連携を図り新たな交流、万国津梁に資する沖縄らしい美ら島づくり、多文化共生の場として整備する。

③ 基本方針

- ・ 自然環境の保全・再生
 - － 周辺の緑地帯とのネットワークを考慮し、現況の緑地を可能な限り保全・活用するとともに、新たな緑のネットワーク形成に必要な緑地の整備を進める。
 - － 中南部都市圏における「緑の回廊」の整備につなげる。
 - － 普天間飛行場の区域内には、琉球石灰岩カルスト台地の段丘地形の縁辺部に多数の洞穴・湧水の分布が確認されており、これら地区固有の自然環境について保全する。
 - － 沖縄の特徴的な洞穴、洞窟及び地下水系が発達している区域については、これらの保全をするために、その地盤環境に配慮した公園区域を設定する。
 - － 湧水については、普天間飛行場の区域外にも多数分布しており、本地区がその水源となっているため、その保全にも努める。
 - － かつての国指定天然記念物であった、琉球王国の宿道である松並木を「琉球歴史回廊」として再生（復元）する。なお、幅員等については、往時の規格に必ずしもこだわらず、時代にふさわしいものにする。
 - － 自然環境の保全、復元・再生により、時間とともに風景や景観の価値が高まる「価値向上型のまちづくり」を、公園緑地の整備によって推進する。

- ・ 自然環境と人間の共生
 - －基地返還跡地に残る自然緑地を可能な限り保全・活用し、緑豊かな都市環境の創出を図り、都市地域における周辺と人間の共生環境の再生に取り組む。
 - －腰当森（クサテムイ）や屋敷林を持つ、戦前までの伝統的村落景観の集落構造を踏まえ、環境と共生した安全・安心のまちづくり（自然環境と都市の融合）を公園緑地の整備によって推進する。
 - －再生可能エネルギー等の循環型社会形成をリードする環境技術の開発・活用の場を提供し、「低炭素島しょ社会」の実現を推進する。

- ・ 文化財の保全・活用
 - －普天間飛行場の区域内には、琉球文化の遺産である貴重な文化財が多数確認されており、その保全・活用を推進する。
 - －近世琉球の伝統的な集落跡や御嶽等の文化的景観（村落景観）は、松並木の宿道とあわせて保全・再生することにより、琉球文化と地域住民のアイデンティティの継承に繋げる。
 - －その一方で、沖縄らしい美しい町並みとして伝統的な村落景観を再生し、観光資源として活用する。

- ・ 国際交流の拠点の形成（21世紀の万国津梁）
 - －東アジアの中心に位置する優位性を活かし、アジア・太平洋地域等とのヒト・モノ・情報・文化等の交流を促進するため、多くの人が集まるイベント開催が可能な施設を設置する。

- ・ 周辺土地利用との連携(地域振興に資する)
 - －自然豊かな人々の憩いや交流の空間を創出し、周辺の土地利用に付加価値を与えるため、都市空間と融合した公園として整備する。（自然環境と都市の融合）
 - －特に、基地返還跡地においては、各種研究機関の集積促進が図られる予定であることから、それら研究機関の活動拠点にふさわしい優れた環境の形成を公園緑地の整備によって推進する。
 - －また、基地返還を機に、海岸沿いや急傾斜地にある都市機能を津波等のリスク回避にも配慮し、普天間飛行場への再編を検討し、その上で公園緑地との機能連携を図るものとする。

- ・ 平和希求
 - －米軍基地の存在やその原因となった戦争及び接収の歴史を伝え、これからの平和について学習する施設を設置し、平和を尊ぶ心を醸成し、国際交流による平和協力を推進する場とする。

- ・ 広域防災拠点
 - －沖縄本島中南部都市圏の広域防災拠点として、地域の避難所や物資補給基地等の機能を整備する。

2) 広域緑地(普天間公園等)の位置、範囲について

① 検討の流れ

- ・ 広域緑地(普天間公園等)の位置、範囲を検討する流れとしては、「自然環境」と「歴史・文化」の保存・活用(ランドシャフト)の観点から「地域のインフラ」としての位置、範囲を見定め、その後に「広域的な振興策」の観点から位置、範囲を再検討する。

地域のインフラ(歴史・自然特性を体感できる地域の魅力づくり*)として必要な範囲

- ・ ランドシャフトの評価要因からの範囲の検討
- ・ 指標・・・自然環境(地形、緑地、洞穴、洞窟及び水系等)と文化歴史(並松街道、集落、重要遺跡)



広域的な振興策(国際的な文化交流等の場づくり)として必要な範囲

- ・ 沖縄 21 世紀ビジョンの「沖縄振興」や普天間飛行場跡地利用計画の「都市機能の方針」などから検討を加える

*「地域のインフラ」は、「広域的な振興策」につながる要素にもなる

② 地域のインフラとして必要な範囲

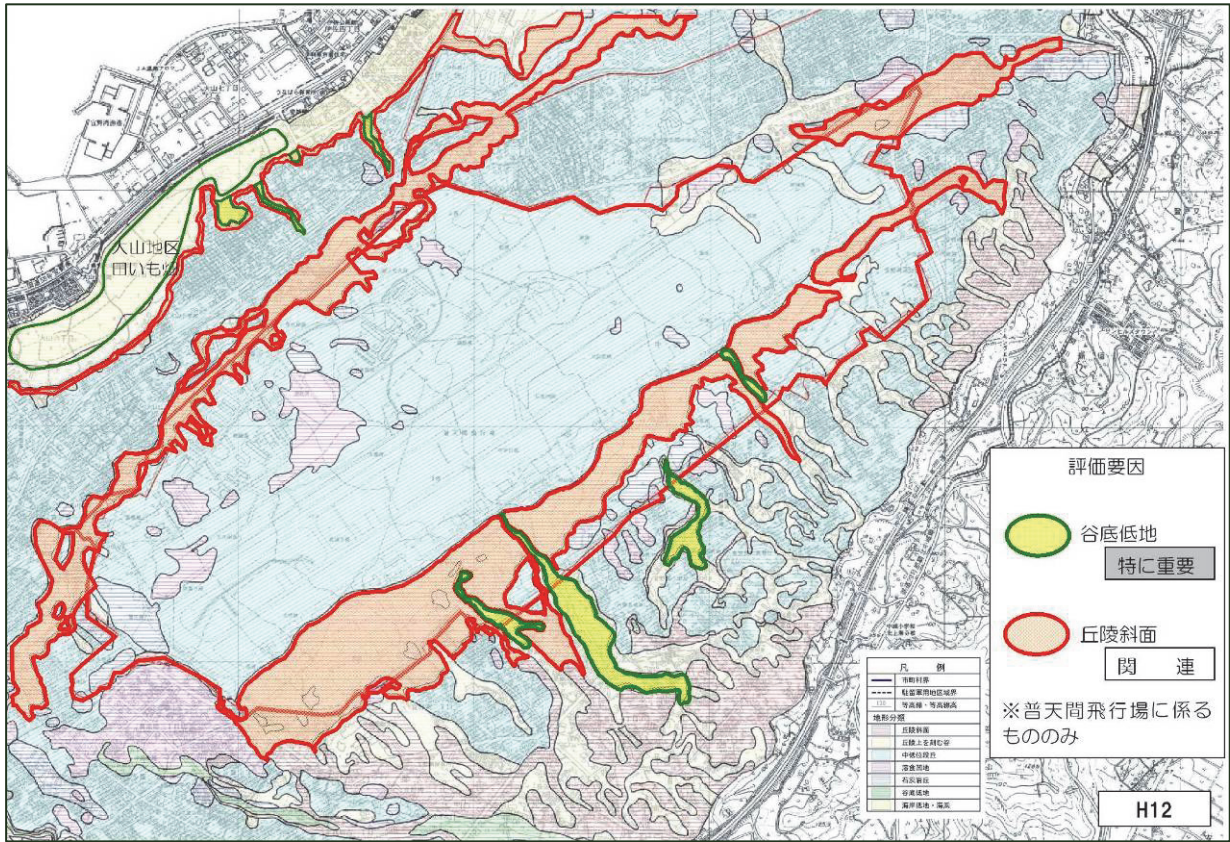
- ・ 自然環境(地形、緑地、洞穴、洞窟及び水系等)と文化歴史(並松街道、集落、重要遺跡)からの必要な範囲

【地域インフラの範囲を検討するうえでの評価要因と重要度の位置づけ】

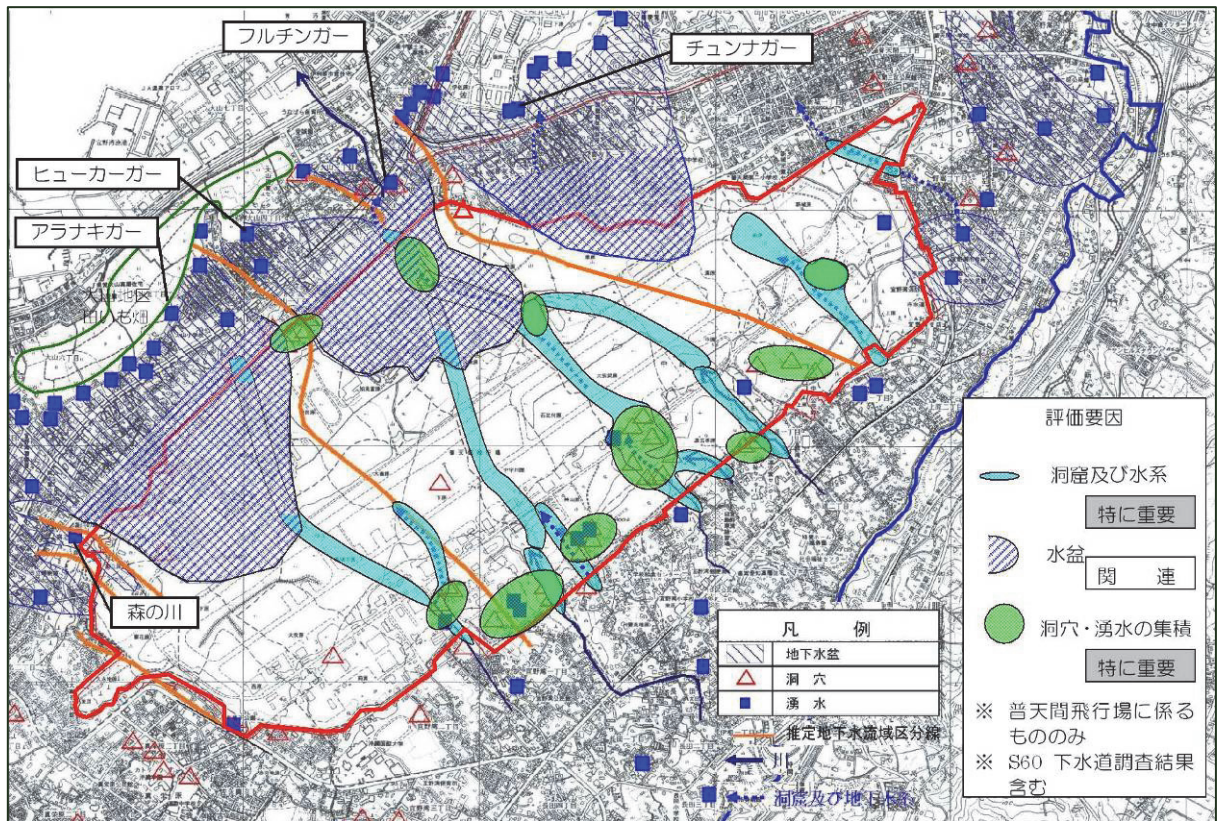
評価要因		重要度		
自然環境	地形	谷底低地	特に重要	
		丘陵斜面	関連 (緑地・樹林地、動物の分布などにより必要に応じ範囲に含める)	
	洞窟及び水系		特に重要 (今後の調査により位置を確定していく)	
	水盆		関連	
	洞穴・湧水	集積	特に重要	
		点在	関連	
	緑地・樹林地	S20(接收前)樹林地、かつ、現在の樹林地	特に重要	
戦後新たに樹林化した樹林地		関連 (重要な植生と判断されるものは、範囲に含める)		
歴史・文化	宜野湾並松街道(宿道)		特に重要	
	伝統的な村落景観(集村)	新城、神山、宜野湾	特に重要 (暮らしのある風景として再生する範囲とする)	
	選定された重要遺跡(文化財)	伊佐上原遺跡群 新城シマヌカー古湧泉 赤道渡呂寒原屋取古集落 赤道渡呂寒原古墓群 神山クシヌカー古湧泉 神山テラガマ洞穴遺跡 神山トウン遺跡 神山後原ウシナー跡 宜野湾メーヌカー古湧泉 宜野湾クシヌウタキ遺跡 宜野湾並松街道(再掲)	特に重要	
		新城古集落遺跡	関連	屋敷林は特に重要
		野嵩タマタ原遺跡 上原濡原遺跡	関連	

※「特に重要」・・・地域インフラの範囲を検討するうえで特に重要な要因
「関連」・・・地域インフラに関連する要因

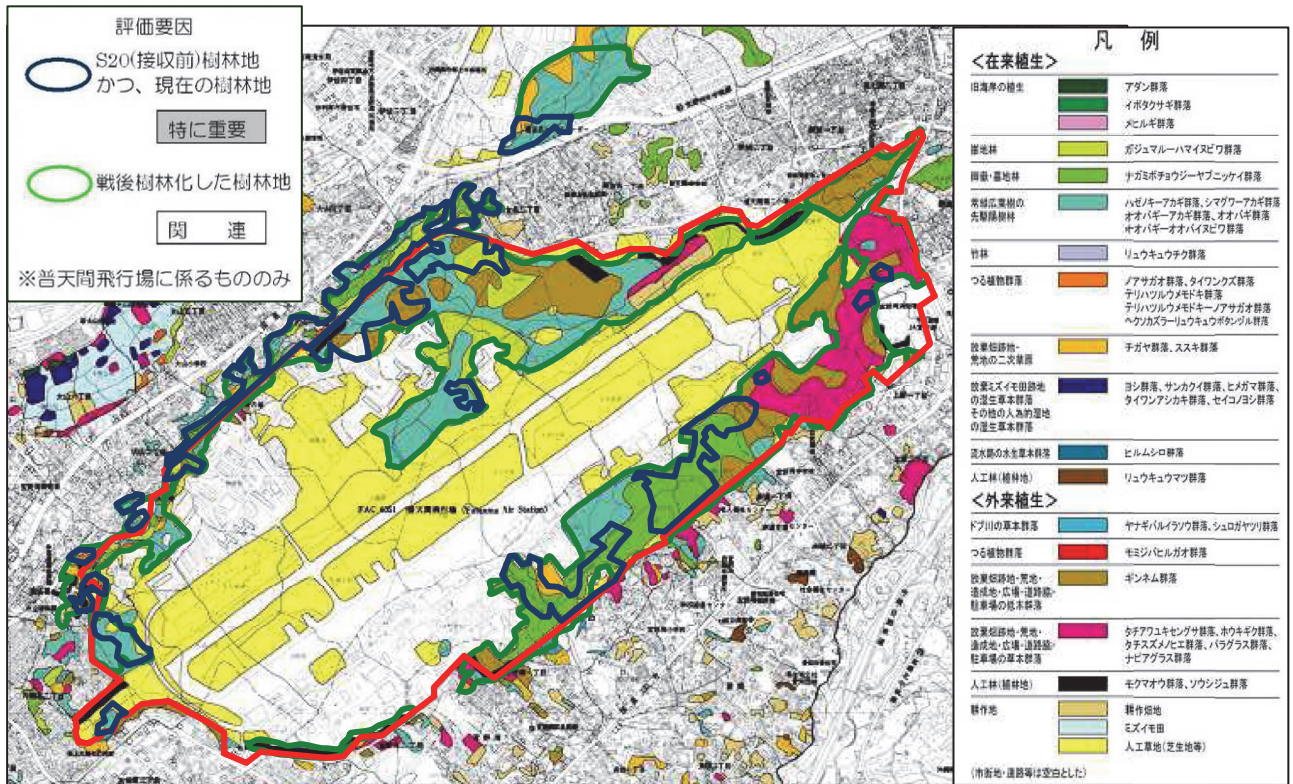
図Ⅲ-1 地形



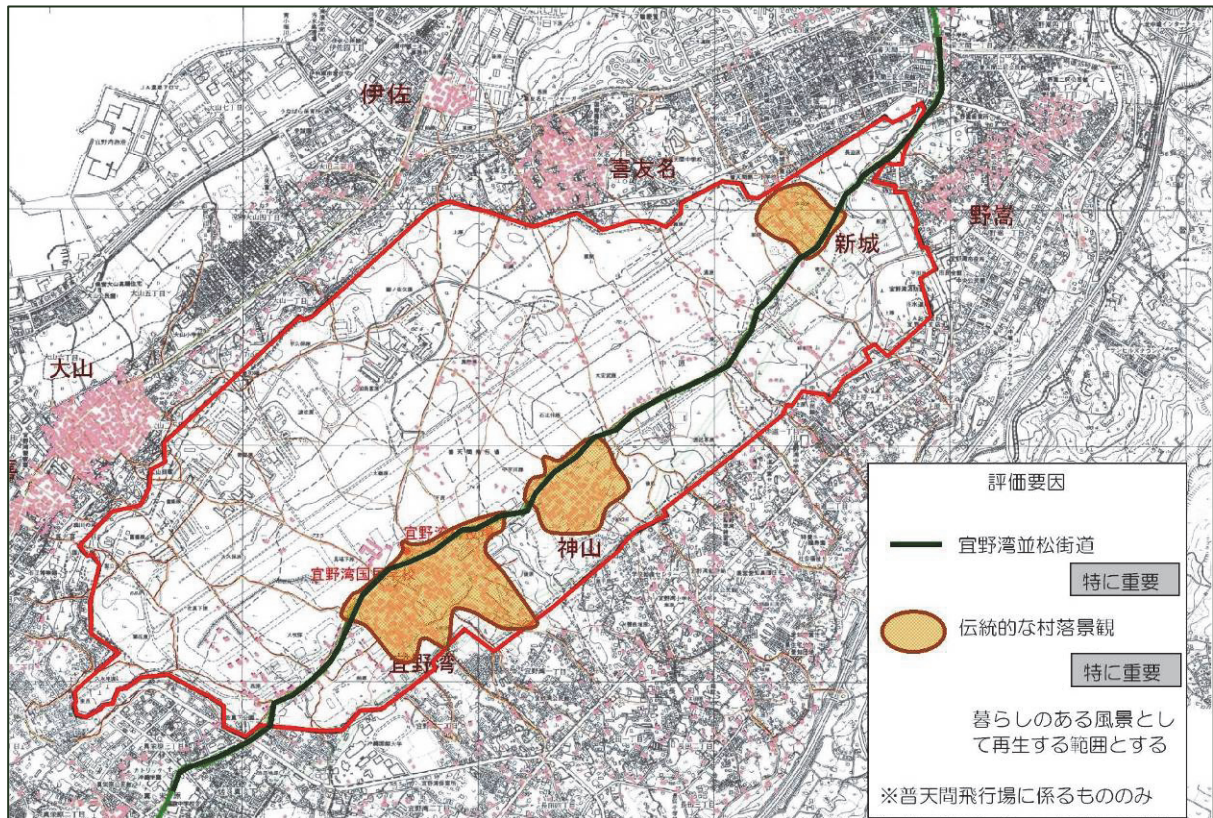
図Ⅲ-2 洞窟及び水系、水盆、洞穴・湧水



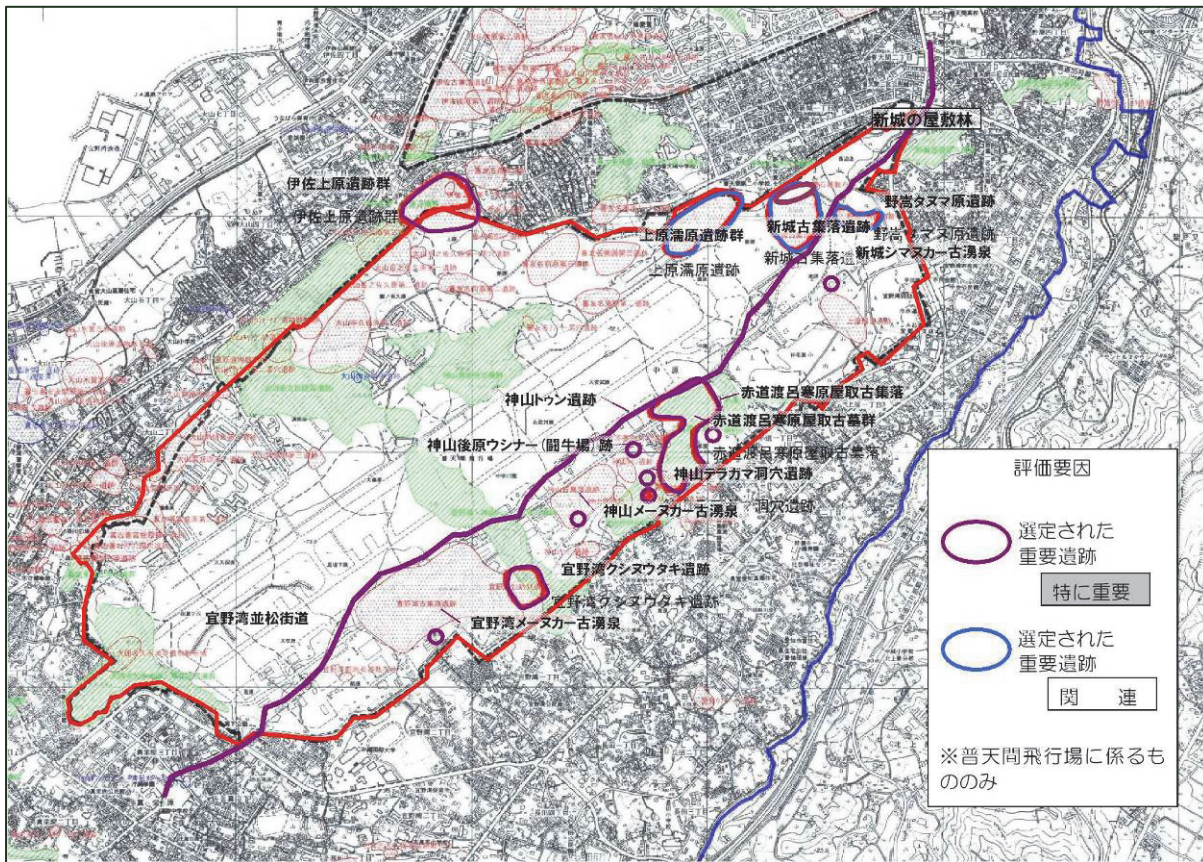
図Ⅲ-3 緑地、樹林地



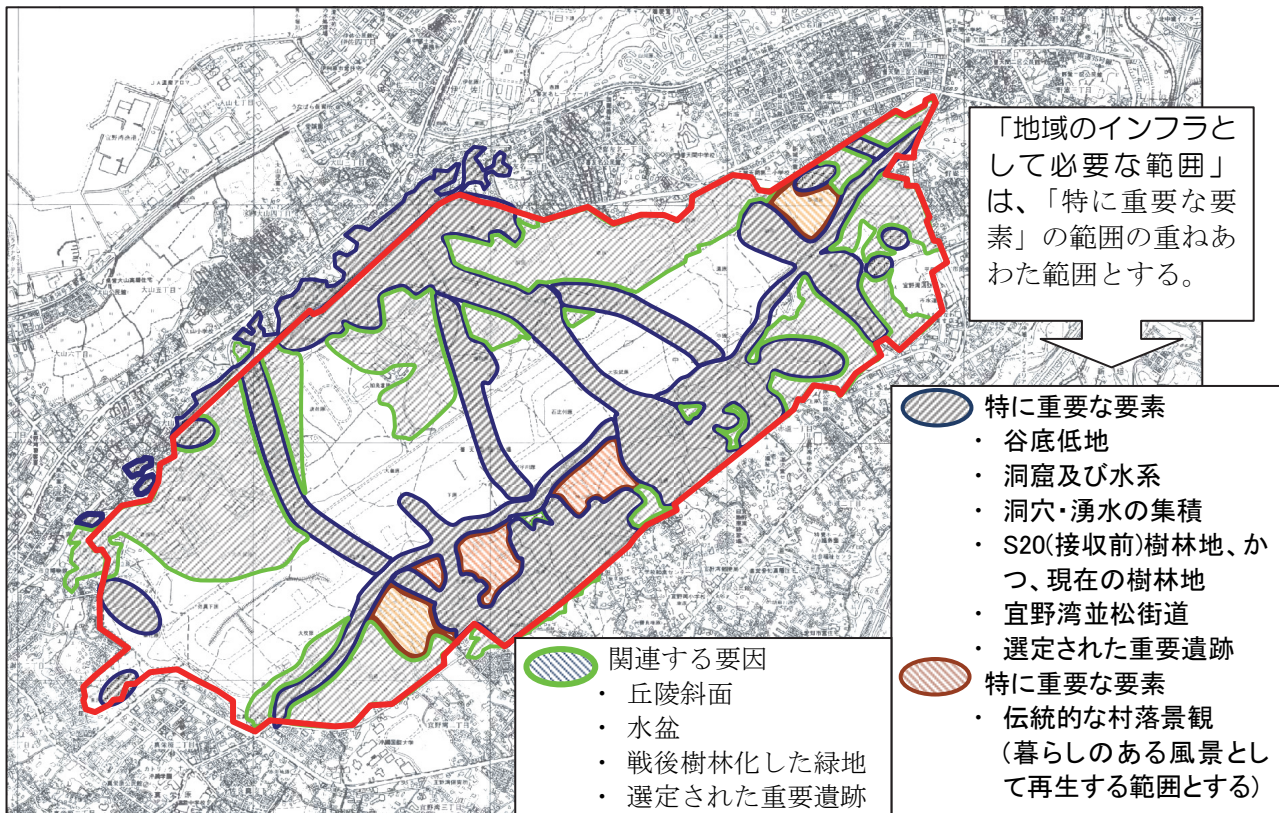
図Ⅲ-4 村落



図Ⅲ-5 重要遺跡



図Ⅲ-6 地域のインフラとして必要な範囲



③ 「地域のインフラとして必要な範囲」に「広域的な振興策として必要な範囲」を加える
 ・ 沖縄振興のための連携に資する配置・形態、機能の考え方

【普天間飛行場跡地の都市的土地利用との連携】

・ 振興拠点ゾーンとの連携

⇒振興拠点ゾーン内に広域緑地(普天間公園等)の一部を配置し、緑に囲まれた振興拠点を形成することで振興拠点ゾーンの付加価値を高める。

⇒振興拠点ゾーンでの交流の場として、広域緑地(普天間公園等)に交流・コンベンション機能を配置する。

・ 都市拠点ゾーンとの連携

⇒広域緑地(普天間公園等)を都市拠点ゾーンに近接させることで都市生活の付加価値を高める(近くに、憩い、健康づくり、癒しの空間がある)。

【普天間飛行場周辺の主要施設との連携】

⇒道路や公共交通機関からのアクセス性が高い配置とする。

⇒歴史文化の学習、環境共生、自然エネルギーの実験、実践、研究機能の一部を担うために、さまざまな施設整備が可能な広域緑地(普天間公園等)とする。

【沖縄振興のための連携に資する配置・形態、機能】

⇒都市的土地利用に入り組んだ形態、また、緑のネットワークを形成することで、都市的土地利用との一体性を持たせ、跡地全体で緑の豊かさをアピールし、かつ、利便性を高める。

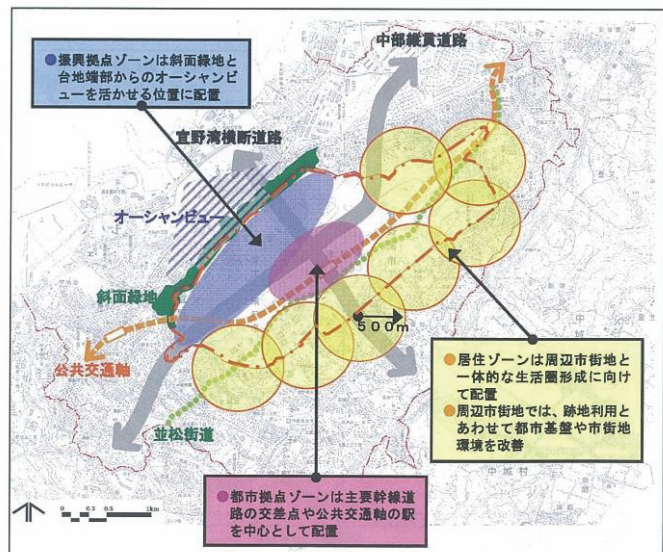
⇒広域幹線道路、駅とのつながりに留意した配置によりアクセス性を高める。

⇒近接する都市的土地利用に付加価値を与える機能を配置できるスペースを確保する。

⇒都市機能を補完し、また、連携する機能を配置できるスペースを確保する。

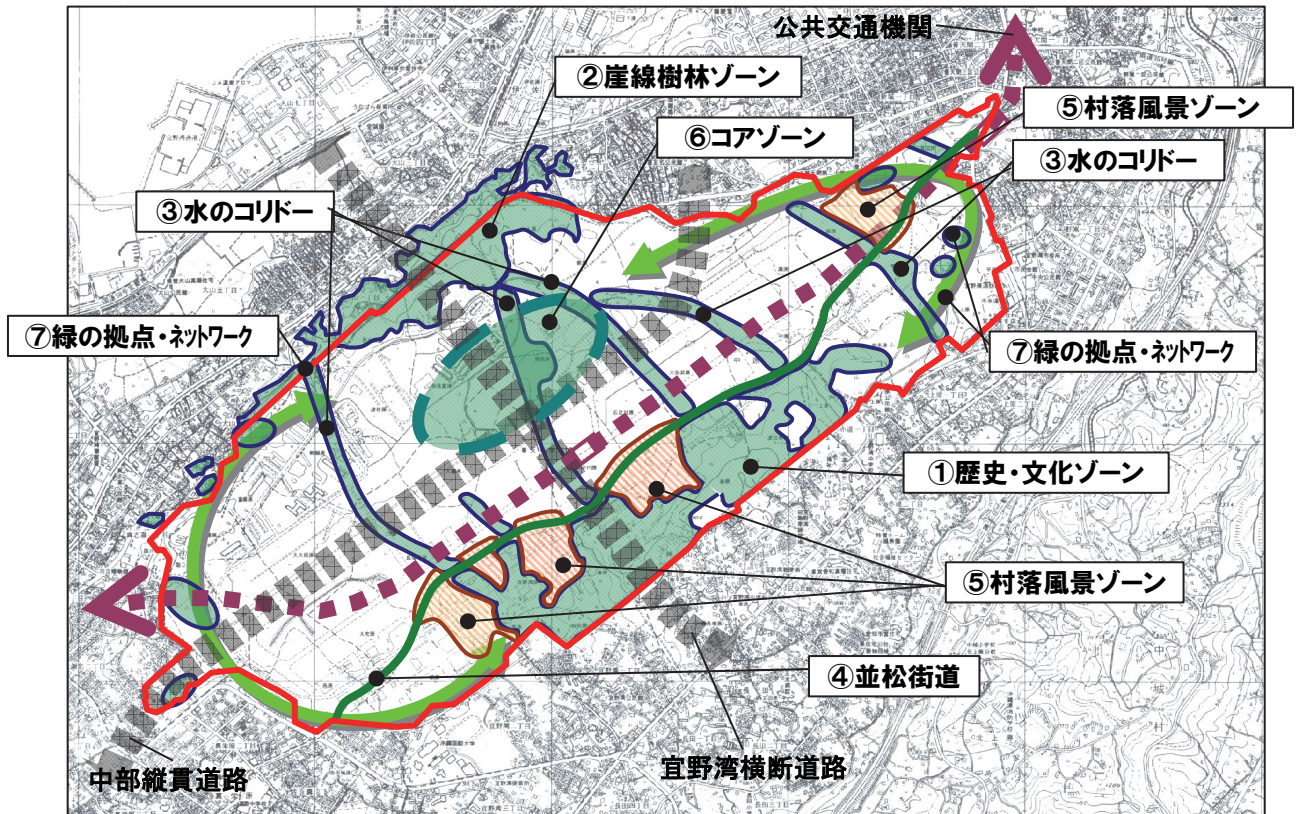
⇒公園自体が県内、国内外から人を呼び込む魅力的な機能を配置できるスペースを確保する。

普天間飛行場跡地の土地利用方針
 (H23.3 普天間飛行場跡地利用計画
 方針策定調査報告書より)



- ・ 「広域的な振興策として必要な範囲」は、都市的土地利用の「振興拠点ゾーン」や「都市拠点ゾーン」と連携が図れ、「自然環境資源」「歴史・文化資源」が集積していない位置に「コア」ゾーンとして配置する。
- ・ 「コアゾーン」も含め、広域緑地(普天間公園等)の範囲と位置づけを以下のように考える。

図Ⅲ－７ 広域緑地(普天間公園等)の範囲



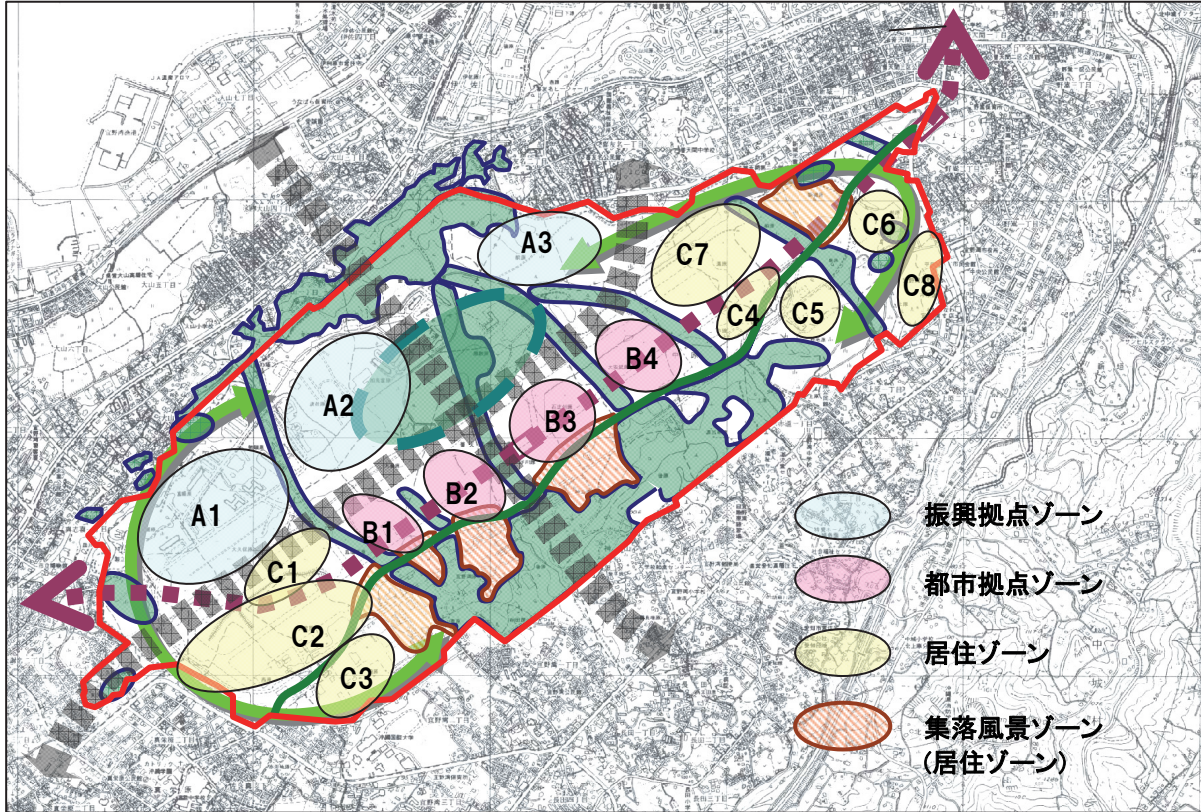
ゾーン	位置づけ
①歴史・文化ゾーン	歴史的遺産、洞穴、湧水を保全・活用し、未来に宜野湾の自然環境、歴史・文化を継承していくゾーンとする。
②崖線樹林ゾーン	西側の崖地の樹林地から飛行場内に一体的につながる戦前からの樹林地であり、地下の水盆も含めて基本的に緑を保全するゾーンとする。
③水のコリドー	地下には、洞窟及び水系があり、その地上部として透水性を考え、水と緑の回廊とする。
④並松街道	かつては、「琉球王国」の主要道路である宿道であり、「琉球歴史回廊」として再生(復元)する。
⑤村落風景ゾーン	かつての、「琉球文化」を育んだ原風景であり、住宅地として、新しい環境共生、新しい沖縄の風景として再生する。
⑥コアゾーン	周辺土地利用との連携を図り、広域的な振興策の核として公園機能を誘致するゾーンとする
⑦緑の拠点・ネットワーク	緑に囲まれた都市的土地利用を印象付けるために跡地全体を緑でネットワークする。

3) 跡地利用全体と都市的土地利用との連携及び広域的緑のネットワーク

① 跡地利用全体の都市的土地利用との連携の方針

- ・ 広域緑地(普天間公園等)の範囲、位置づけの検討から見た、都市的土地利用の配置の方向性を以下のように整理できる。

図Ⅲ－8 跡地利用全体の都市的土地利用との連携の方針

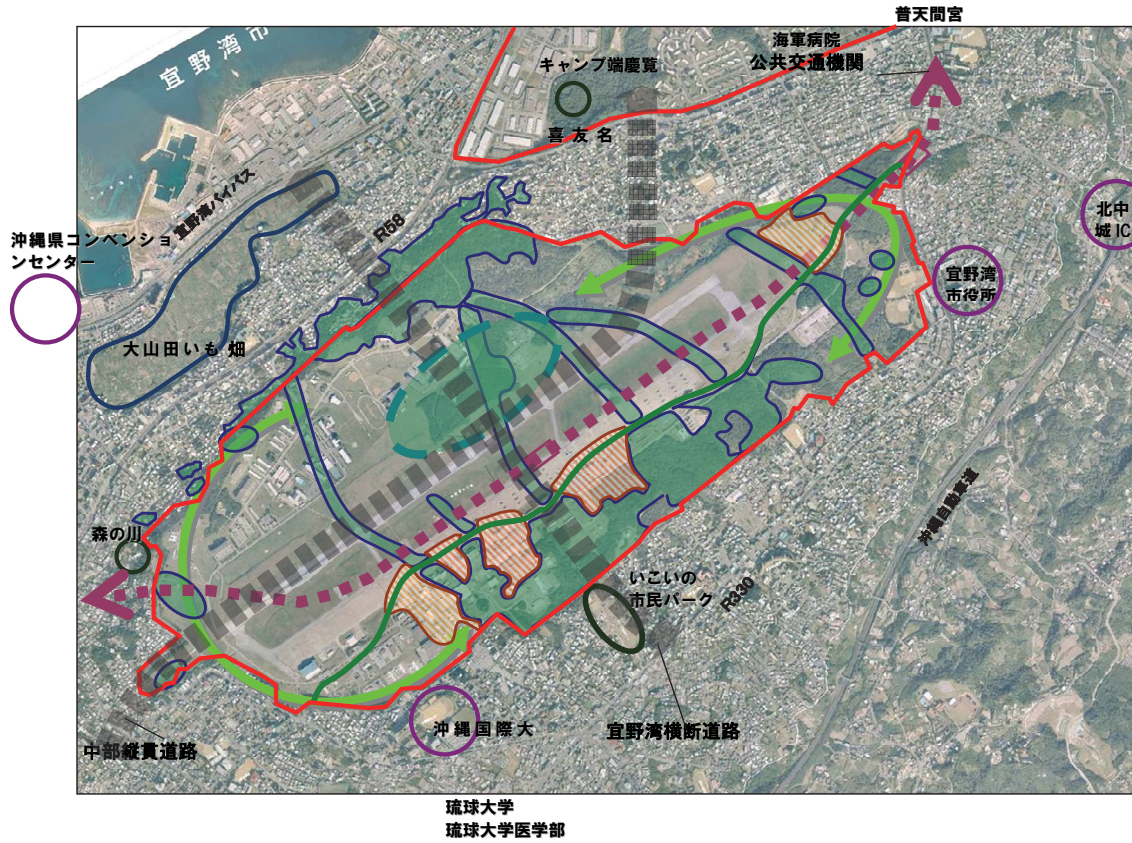


土地利用ゾーン		広域緑地(普天間公園等)からみた土地利用の方向性の考え方
振興拠点ゾーン	A1	海への眺望を生かした振興拠点機能を配置
	A2、A3	公園緑地に囲まれたゾーン。よりコアゾーンの機能と一体となった振興拠点機能を配置できる。振興拠点機能を公園緑地の範囲とすることも検討する必要がある。
都市拠点ゾーン	B1	居住ゾーンに近い位置で、緑に囲まれた潤いある都市機能と都心居住機能が融合するゾーン
	B2、B3	跡地の中心に位置し、公共交通の利便性を活かした都市拠点機能を配置するゾーン。都市生活にゆとりと潤いを与える公園機能との連携が図れる。
	B4	居住ゾーンに近い位置で、緑に囲まれた潤いある都市機能と都心居住機能が融合するゾーン
居住ゾーン	C1	振興拠点、幹線道路にも近く、緑に囲まれた就業者の居住ゾーンともなる。
	C2～C6	並松街道を日常生活の軸として利用しながら、豊かな自然環境や歴史・文化に触れながら暮らすゾーン。都市拠点ゾーンにも近く利便性の高い居住空間となる。
	C7	振興拠点、幹線道路にも近く、緑に囲まれた就業者の居住ゾーンともなる。
	C8	周辺市街地と一体となった、居住ゾーンとなる。
	村落風景ゾーン	かつての、「琉球文化」を育んだ原風景であり、住宅地として、新しい環境共生、新しい沖縄の風景として再生する。

② 跡地周辺のからみた広域緑地(普天間公園等)

- ・ 広域緑地(普天間公園等)を市域の図で示す。

図Ⅲ－9 跡地周辺のからみた広域緑地(普天間公園等)



図Ⅲ－10 広域的な緑のネットワークのイメージ



4) 広域緑地(普天間公園等)の機能と配置の提案

① 基本方針から考えられる公園緑地の機能

【自然環境の保全・再生】

- 世界植物園
- 洞穴探索路
- 並松街道の再生
- 生物多様性緑地の再生
- 緑地の保全
- 段丘地形、洞穴、洞窟・地下水系の保全

【自然環境と人間の共生】

- 地球環境学習施設、機能
- 運動施設
- 多目的広場
- 自然エネルギーの活用(実験、活用施設)
- フィールド・ミュージアム
- 散策路、ジョギングコース、サイクリングロード
- 広い・緑の歩道、緑道空間

【文化財の保全・活用】

- 歴史文化資料館
- 伝統的村落景観と宿道の再生・活用(住宅地)
- 文化財の保全

【国際交流の拠点の形成(21世紀の万国津梁)】

- 多目的コンベンション施設、国際交流施設
- スポーツコンベンション施設

【周辺土地利用との連携(地域振興に資する)】

- 多目的コンベンション施設、国際交流施設(再掲)
- 医療、医薬、福祉機能
- 多目的広場(再掲)
- 広い・緑の歩道、緑道空間(再掲)
- 散策路、ジョギングコース、サイクリングロード(再掲)
- 緑のネットワーク形成(再掲)
- 自然エネルギーの活用(実験、活用施設)(再掲)

【平和希求】

- 多目的コンベンション施設、国際交流施設(再掲)
- 平和のシンボル、記念館、学習機能

【広域防災拠点】

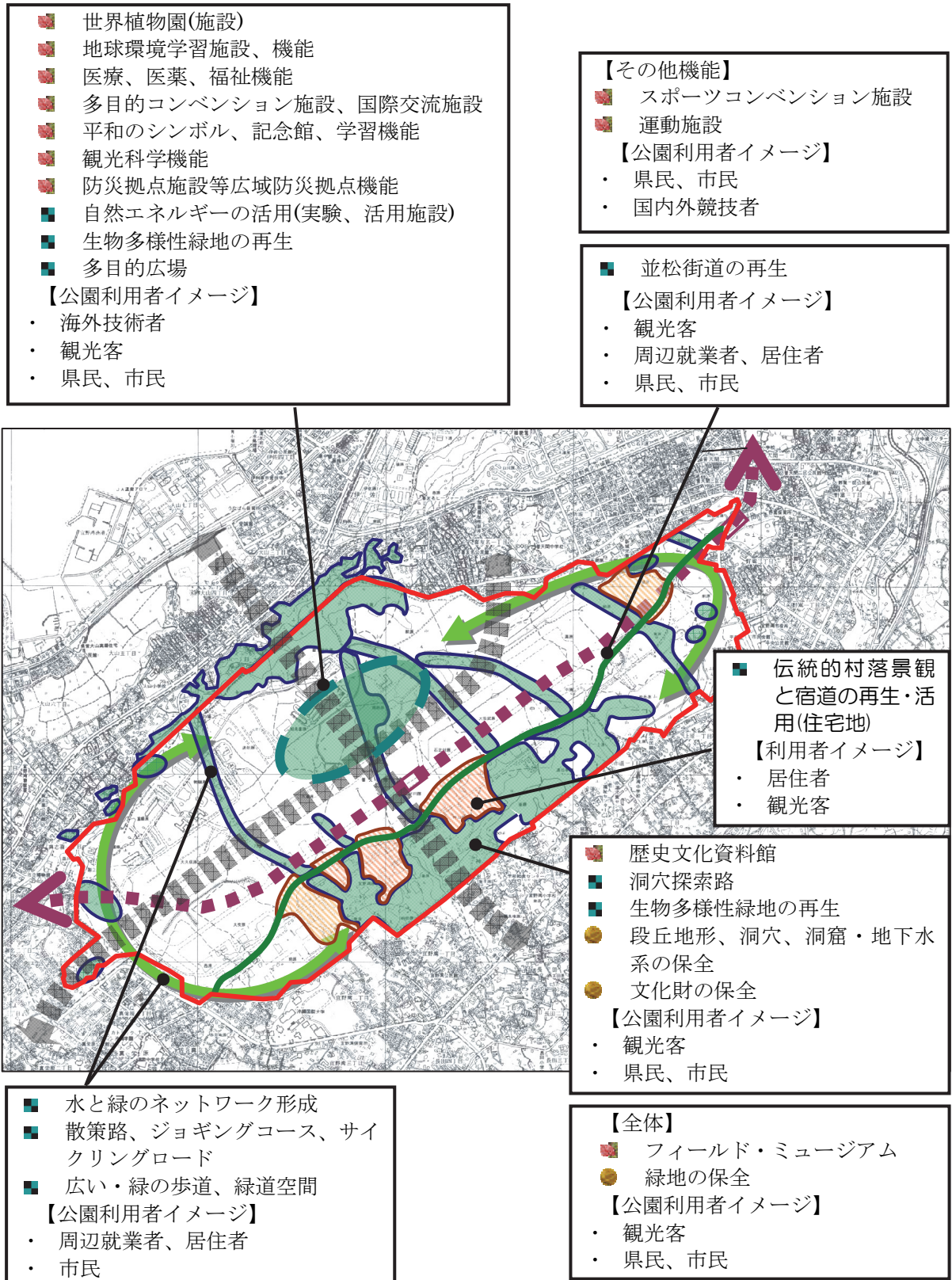
- 防災拠点施設
- 備蓄倉庫
- 防災教育施設、機能
- ヘリポート
- 広域避難地

- 建物・施設が主体となるもの
- その他整備、再生、活用するもの
- 保全を主体とするもの

② 広域緑地(普天間公園等)への公園機能配置イメージ

- ・ 前述の広域緑地(普天間公園等)の範囲と位置づけから、「基本方針から考えられる公園緑地の機能」を配置したイメージを以下に示す。

図Ⅲ-11 公園機能配置イメージ



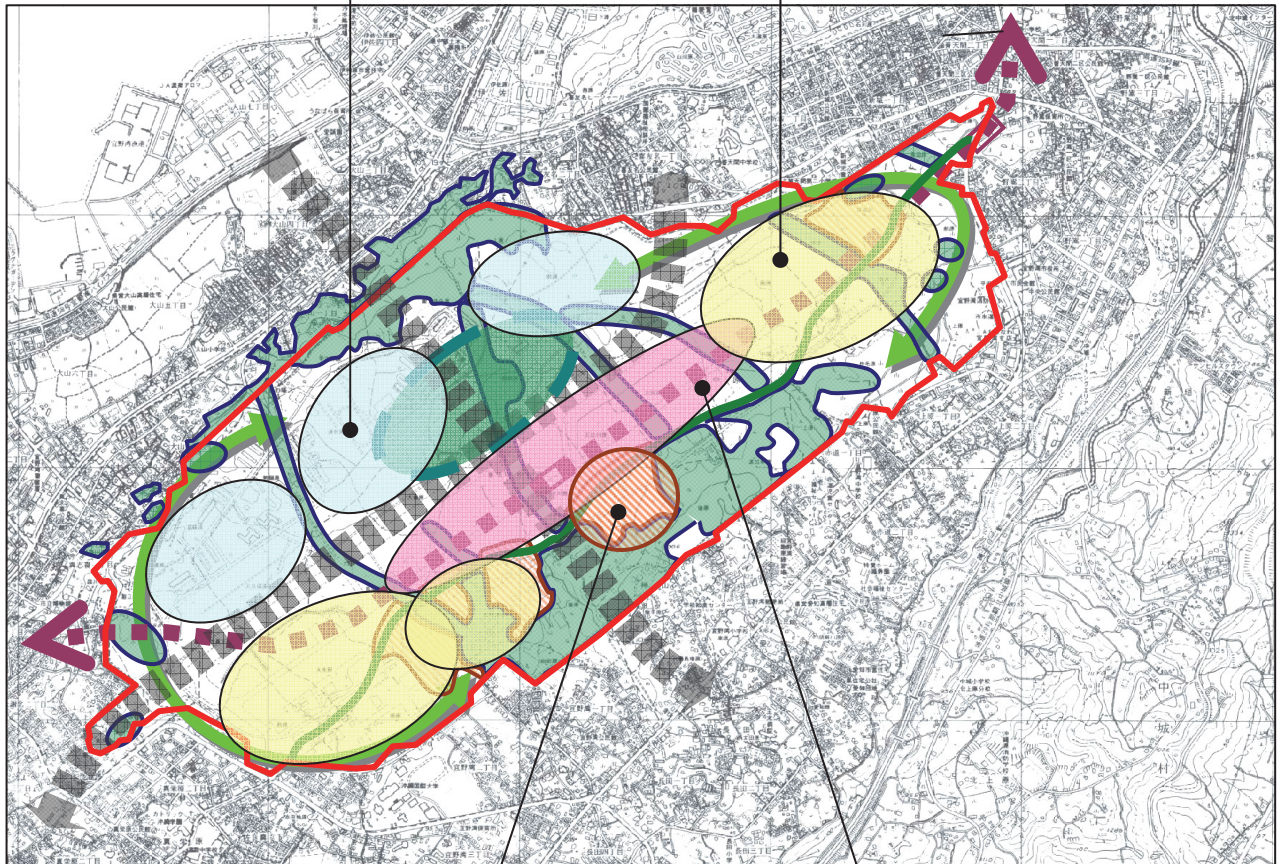
③ 広域緑地(普天間公園等)における都市的土地利用と主要機能の配置イメージ

◆振興拠点ゾーン

- ・最先端医療・医薬・福祉関係機能
- ・環境・エネルギー分野の研究開発機能
- ・その他先端技術等、研究開発機能

◆居住ゾーン

- ・公園・緑地に囲まれた、住宅地
- ・住宅地内には、洞穴、湧水、文化財が保全・活用される小公園が点在



◆集落風景ゾーン

- ・かつての集落(神山等)の位置での、現代生活にあった、環境共生型の伝統的村落景観の再生・活用

◆都市拠点ゾーン

- ・公園・緑地に囲まれた、商業、業務機能

5) 広域緑地(普天間公園等)の検討から考えられる課題

- ・ 洞窟、水系、文化遺産等の位置、構造、都市全体への水系への影響等の詳細調査から、公園・緑地、都市的土地利用への反映
 - 一 普天間飛行場への立ち入り調査が十分に行えないことから、自然環境や歴史・文化に係る現状が十分に把握できていない。特に、洞窟及び地下水系の位置もまだ不明確な部分が多い。今後は、これらの調査により、それぞれの位置が明確になった段階で、広域緑地(普天間公園等)の計画に反映させるものとする。
- ・ 公共交通、道路等の交通関係の計画との整合
 - 一 広域幹線道路や地区幹線道路、公共交通機関については、その位置や構造については検討中である。これらを決定していく段階においては、周辺の道路配置や土地利用を勘案することはもちろんのこと、普天間飛行場内においては都市的土地利用とあわせて、自然環境や歴史・文化、特に地下水系の位置や構造に十分に配慮するものとする。また、広域緑地(普天間公園等)計画については、市内、県内における連携が重要であり、駅の位置、車でのアクセス性について十分に整合を図っていくものとする。
- ・ 振興拠点等への機能誘致
 - 一 普天間飛行場内の振興拠点や都市拠点の機能誘致については、広域緑地(普天間公園等)内の機能との連携に十分配慮するものとする。これらの都市機能については、公園区域内への誘致も視野に入れ、柔軟な対応を検討するものとする。
- ・ 県全体の機能連携、他の跡地利用との調整
 - 一 沖縄振興などのために、今後県内や他の駐留軍用地跡地に配置する機能については、広域構想との連携に配慮するものとする。また、他の駐留軍用地跡地に配置する公園緑地についても、広域構想との機能連携を図るものとする。
- ・ 沖縄県及び宜野湾市の防災計画との整合
 - 一 広域緑地(普天間公園等)に配置する防災拠点としての機能については、沖縄県及び宜野湾市における防災計画と整合性を図り、どの範囲(市内、広域)の防災拠点であるかを明確にし、適切な機能を配置するものとする。
- ・ 宜野湾市全体の都市機能の再編
 - 一 市域の中央を米軍飛行場として利用されてきた本市は、市の都市構造が歪んだものにされてきた。返還の折には、公園緑地の配置の観点からはもとより、都市的土地利用についても市域全体から機能配置を再検討していくことも必要である。
- ・ 自然環境の保全に向けた、土地利用に係る制限、ルールづくり
 - 一 新しく普天間飛行場で都市的土地利用をしていく場合、自然環境や歴史・文化、特に地下水系への影響に配慮するために、土地利用、緑化、舗装材料等の規制誘導はもとより、環境共生に向けて、地区全体で取り組めるようなまちづくりのルールを作っていく必要がある。

第Ⅳ章 跡地利用計画の策定に向けた課題の整理

Ⅳ－１では、次年度以降に予定している「全体計画の中間の取りまとめ」に向けた関係者による合意形成を円滑に進めるために、議論のテーマ及び論点を整理し、Ⅳ－２では、「全体計画の中間の取りまとめ」以降の「計画内容の具体化」段階の検討に引き継ぐために、跡地利用計画の策定に向けた課題の整理を行なっている。

IV—1 「全体計画の中間取りまとめ」に向けた論点の整理

平成22年度の「全体計画の中間取りまとめ(案)」(以降「中間取りまとめ(案)」と記す)にもとづく意見聴取や本調査における第Ⅰ～Ⅲ章の検討成果を踏まえて、「全体計画の中間取りまとめ」(以降「中間取りまとめ」と記す)にあたって関係者の意見集約が必要とされる事項(方向性が未定の事項や意見が分かれる事項など)を整理して、「まちづくりの目標」、「計画づくりの方針」及び「まちづくりの構想」毎に、意見集約の促進に向けた議論のテーマ及び論点の案を取りまとめ

1) 「まちづくりの目標」にかかる論点の整理

① 跡地利用にかかる広域的な計画にもとづく目標の具体化について

- ・ 嘉手納以南の返還軍用地を対象とした広域構想にもとづき、跡地利用にかかる上位計画となる広域的な計画が定められるのを待って、「まちづくりの目標」の一つとしている「**中南部都市圏の新たな発展を先導**」については、都市圏の将来像や普天間飛行場が分担すべき役割等をより具体的に表わす必要があるのではないか。
 - －例えば、普天間飛行場の跡地に期待される産業振興策、公園・整備の目標、目標とすべき土地利用フレーム等については、広域的な計画にもとづく目標の具体化が必要

② 新たな需要の開拓を目標とすることについて

- ・ 「**県内外から新たな需要を開拓**」を目標とすることについては、新たな需要の開拓が地域社会に及ぼす負の影響を危惧する見方もあり、いずれを目標とするのかによって、計画づくりの方針を左右することになるため、「中間取りまとめ」にあたって、今一度、関係者の意見集約を行なう必要があるのではないか。
 - －「中間取りまとめ(案)」では、地域振興と跡地利用の両面に着目して、都市圏の内需を対象とするだけでなく、新たな需要の開拓を積極的に進めることを目標とし、そのための戦略的な取組を重視
 - －それに対して、既存機能等との競合や新旧住民間の摩擦等、新たな需要の開拓による地域社会への負の影響が心配であり、都市圏の内需を中心とすることで、地域社会の急激な変化を避けたいという考え方との調整が必要

③ 地権者の協働による用地供給や誘致活動について

- ・ まとまりある用地の供給や誘致活動により新たな需要を開拓するために、「**地権者の協働による土地の活用**」をまちづくりの目標としているが、「中間取りまとめ」にあたって、地権者の土地活用意向やまちづくりに対する姿勢等との整合を図る必要があるのではないか。
 - －「地権者の協働による土地の活用」は、新たな需要を開拓し、新しいまちづくりと地権者の土地活用を実現する上で、極めて重要な取組
 - －しかしながら、地権者の協働にあたっては、個々の地権者の努力と相互信頼による意欲的な取組を前提とする必要があるが、現段階では、そのような取組について、全員の共感が得られているかどうか不明
 - －そのため、「中間取りまとめ」にあたっては、地権者の協働に向けた意見交換や合意形成を図り、まちづくりに向けた計画づくりの拠り所を確立することが重要

2) 「計画づくりの方針」にかかる論点の整理

(土地利用及び機能導入)

① 土地利用ゾーン区分について

- ・ 「中間取りまとめ(案)」では、「振興拠点ゾーン」、「都市拠点ゾーン」、「居住ゾーン」の三つに区分して、まちづくりの全体像を構築し、新しい需要の開拓に向けたわかりやすい土地利用のイメージを発信することとしているが、このような区分で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - － 「振興拠点ゾーン」は、沖縄の振興につながる機能誘致の受け皿として、大きなまとまりの用地供給を目指すこととし、現段階では多様な機能への対応を想定(「広域構想調査」で提案されている「跡地振興拠点地区」と発想は共通)
 - － 「都市拠点ゾーン」は、中南部都市圏の広域都市拠点を形成するとともに、宜野湾市の新しい都心として多様な都市機能の集積を図ることを想定
 - － 「居住ゾーン」は、都市圏内からの需要や新しい来住需要に応え、生活関連サービス機能と合わせた住宅地を形成することを想定

② 土地利用ゾーンで想定する施設のメニューについて

- ・ 「中間取りまとめ(案)」では、土地利用ゾーン別のまちづくりのイメージを示し、集積を図る施設については、候補とする施設の例示に留めているが、「中間取りまとめ」にあたって、修正、追加すべきことは何か。
 - － 「振興拠点ゾーン」は、優れた環境づくりと受け皿となる用地供給により、先進的な技術や多才な人材を集め、沖縄の振興を先導する「創造と交流の場」を育てることとし、リゾート施設、長期滞在型住宅、コンベンション施設、研究開発施設等を想定
 - － 「都市拠点ゾーン」は、広域交通網による集客力と魅力的な都市空間を売り物にして、新しい広域拠点を形成し、跡地の複合的なまちづくりを先導することとし、広域拠点施設(商業、文化・教育、医療・福祉等)、市民サービス施設、市内からの移転施設、都心住宅等を想定
 - － 「居住ゾーン」は、ゆとりある空間を活かした優れた住宅地や跡地と周辺市街地が共用する生活関連サービス機能を整備することとし、都市圏内の需要に対応する住宅、県内外からの新規来住に対応する住宅、地権者住宅、学校やコミュニティ施設等を想定

③ 土地利用フレームについて

- ・ 「中間取りまとめ」では、土地利用フレームについては「まちづくりの構想」を描くための暫定的な想定に留め、「計画内容の具体化」段階で、「中間取りまとめ」を県内外に発信し、新たな需要の開拓に取り組み、その結果にもとづき土地利用フレームを設定することとしているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうことにしてよいか。
 - － 新たな需要開拓の可能性については、返還スケジュールが決まり、「中間取りまとめ」等を情報発信してからでないと、立地機能サイドの意欲が喚起されず、立地意向も聴取できないため、現段階では、有意の定量ができないと判断
 - － 需要開拓の見通しを見極めた段階で、土地利用フレームを設定し、跡地利用計画を策定することとし、大きな需要が見込めないような場合には、計画的な用地供給は減らし、残りは、これまでの跡地利用のように、住宅用地等として個々の地権者の利用に委ねることを想定

(都市基盤整備)

④ 公共交通軸への対応について

- ・ 「中間取りまとめ(案)」では、機能導入の可能性が大きく広がること等に期待し、公共交通軸を導入することを想定して計画づくりを進め、「計画内容の具体化」段階で、実現見通しを確保し、計画づくりに反映させることとしているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうことにしてよいか。

- －「中間取りまとめ」までに、公共交通軸の導入にかかる広域的な計画を具体化することは困難と考えられる中では、公共交通軸の導入の効果を活用したまちづくりや公共交通利用の促進につながるまちづくりの可能性を明らかにし、公共交通軸の導入に向けた今後の検討に資することが重要と判断

⑤ 公園・緑地の整備方向について

- ・ 本調査では、「広域的な振興策としての役割」を担う「国際的な文化交流の場」となる公園・緑地と「地域のインフラとしての役割」を担う「歴史・自然特性が見える地域の魅力づくり」と「身近な憩いの場の形成」を目標とした公園・緑地を整備することとしているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうことにしてよいか。
 - －「国際的な文化交流の場」となる公園・緑地は、(仮) 普天間公園のテーマとされている「文化の公園」(沖縄文化の発信と交流の促進)を目標とし、「全国やアジアの諸国等からの参加を促進する文化交流の場の形成」に向けた大規模集客施設等を候補として想定
 - －「歴史・自然特性が見える地域の魅力づくり」にあたっては、地域の顔となる空間を後世に引き継ぐことを目標とし、「身近な憩いの場の形成」にあたっては、新しい居住ゾーンの魅力を高めるとともに、周辺市街地からの利用を促進することを目標

⑥ 公園・緑地の計画フレームについて

- ・ 本調査では、「沖縄県広域緑地計画」の実現に向けた緑地の整備目標を跡地の30% (約145ha)としているが、そのような規模を想定して「中間取りまとめ」を行なうことにしてよいか。
 - －緑地の確保が相対的に容易な跡地においては、広域における緑地の整備目標としている市街地面積の30%を目標とすることがふさわしいと判断して想定

⑦ 広域防災機能の導入について

- ・ 「沖縄県広域緑地計画」では(仮) 普天間公園は防災機能を担うこととされており、その方針は(仮) 普天間公園に関するその後の検討にも引き継がれてきているが、(仮) 普天間公園が担う広域防災機能が具体化されていない段階で、「中間取りまとめ」においては、どのような方針を取りまとめたら良いか。
 - －宜野湾市の地域防災計画では、屋内空間が確保できる学校や公民館等を避難場所として指定しており、跡地内における公共公益施設の想定と避難場所としての位置づけ
 - －西海岸地域の津波や台風による浸水被害に対する一次避難地としての可能性(標高差70m)
 - －県内における役割分担のもと、活動に必要な人員、情報、物資の集積地となる広域的な防災活動拠点に必要な機能(防災本部、備蓄倉庫、ヘリポート、仮設宿舎等)の見定め
 - －国際貢献の一環として、国外をも対象とする緊急医療や救出活動の拠点を形成する可能性等

(環境づくり)

⑧ 今後の立入調査にもとづく計画の見直しについて

- ・ 「中間取りまとめ(案)」では、埋蔵文化財、地盤環境(洞穴等)及び地下水系にかかる詳細な情報にもとづく計画づくりは、「計画内容の具体化」段階で、立入調査による情報収集にもとづき追加・修正を行うこととし、その方向性を整理しておくことに留めているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうことにしてよいか。
 - －埋蔵文化財についての詳細な情報は、公園・緑地への取り込み方や土地利用ゾーンや交通網の配置等に反映
 - －地盤環境についての詳細な情報は、安全性の確保に向けた土地利用制限等に反映
 - －地下水系についての詳細な情報は、雨水の地下貯留浸透施設の計画づくりや地下水系の保全に向けた公園・緑地空間の配置等に反映

(周辺市街地整備との連携)

⑨ 跡地と周辺市街地の一体整備について

- ・ 「中間取りまとめ(案)」では、跡地と周辺市街地にまたがる一体的な生活圏形成により跡地と周辺市街地における生活利便の向上を図ることとしているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。

3) 「まちづくりの構想」にかかる論点の整理

(交通網の配置)

① 幹線道路網配置方針について

- ・ 幹線道路網の配置については、「中間取りまとめ(案)」の「交通網配置パターンの素案」をもとに、道路構造の適正化、広域的な幹線道路としての計画条件の吟味、周辺市街地との一体性の強化等に着眼した見直し案を作成し、意見集約を図ることとしているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - 一道路構造の適正化については、これまでの検討で縦断勾配が過大と指摘されている東西幹線1号のルート等を見直しを想定
 - 一広域的な幹線道路としての計画条件としては、主要幹線道路(中部縦貫道路、宜野湾横断道路)の機能に対応した道路構造の適正化やキャンプ瑞慶覧の跡地利用との連携に着目した見直し等を想定
 - 一周辺市街地との一体性の強化については、周辺市街地との一体的なネットワーク形成に向けた地区幹線道路ルートの見直し等を想定
 - 一あわせて、普天間の都市拠点への導入道路であるシンボル道路、沖縄国際大学と琉球大学を結ぶ学園通りなど、地域の顔となる道路のあり方等について検討

(公園・緑地の配置)

② 公園・緑地の配置方針について

- ・ 本調査では、「歴史・自然特性が見える地域の魅力づくり」は、保全・活用する資源が集積する一帯に、「身近な憩いの場の形成」は、居住ゾーンや周辺市街地からの到達距離等を考慮して配置することとし、「国際的な文化交流の場」のまとまりは跡地の西側への配置を候補として、全体としてはネットワーク型の公園・緑地整備を目標としているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - 一「国際的な文化交流の場」となる公園・緑地は、面的なまとまりの確保、オーシャンビュー、振興拠点ゾーンの中核としての役割等を重視して、跡地の西側に配置
 - 一「歴史・自然特性が見える地域の魅力づくり」は、埋蔵文化財や特色ある地形等が集積する跡地の東側と西側の縁辺で区域を特定して配置
 - 一「身近な憩いの場の形成」は、周辺市街地からの利便性に配慮した境界線沿いや跡地のどこからでも身近に利用できる幹線道路沿道等を候補として配置
 - 一公園・緑地の格子状のネットワークを跡地全体に張巡らすことは、生物の生息環境となる生態回廊の形成等に効果的と判断

(土地利用の配置)

③ 土地利用ゾーンの配置について

- ・ 振興拠点ゾーンは、「中間取りまとめ（案）」では、斜面緑地とオーシャンビューを活かせる跡地の西側のゾーンに配置することを指針としているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - －中部縦貫道路の西側に「振興拠点ゾーン」と「文化交流の場として整備する公園・緑地」を一体的に配置し、優れた環境づくりにより、県内外からの機能誘致を促進することを目標
- ・ 都市拠点ゾーンは、「中間取りまとめ（案）」では、幹線道路や公共交通軸が集中する跡地の中央部に軸状に配置することを指針としているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - －広域的な集客力に期待する都市機能の集積と公共交通利用を促進することや宜野湾市の中央に配置することにより市民の生活利便を高めることを目標
- ・ 居住ゾーンは、「中間取りまとめ（案）」では、周辺市街地との一体的な生活圏形成にふさわしい位置に配置することを指針としているが、このような方向で「中間取りまとめ」を行なうこととしてよいか。
 - －跡地の南、北、東に隣接する周辺市街地との生活圏形成を目標とし、西側については、斜面緑地をはさんだ一体化は困難と判断
 - －一体的な生活圏形成により、跡地においては周辺市街地の既存の生活関連サービス施設による生活利便に期待し、周辺市街地においては、跡地に整備する公園・緑地や新しい生活関連サービス施設による生活利便に期待

IV—2 跡地利用計画の策定に向けた課題の整理

「計画内容の具体化」段階における検討に引き継ぐ課題については、最終的には、「全体計画の中間取りまとめ」とあわせて取りまとめることを予定しているが、ここでは、これまでの検討において明らかにされていることを中間的に整理

1) 検討未了の計画分野にかかる新たな計画条件への対応

(広域交通施設にかかる計画条件)

① 公共交通軸の実現見通しの確保と計画づくりへの反映

- ・ 公共交通軸の導入の有無によって、計画づくりの前提条件が大きく異なることになるため、「計画内容の具体化」段階においては、計画づくりの進捗とあわせて、実現見通しを見極める必要があり、それまでの間においては、公共交通軸の導入の促進に向けた跡地利用サイドからの取組を進めることが課題

(立入調査による情報収集にもとづく計画条件)

② 埋蔵文化財の取り扱い方針の確立

- ・ 「計画内容の具体化」段階では、埋蔵文化財の発掘調査の結果を踏まえた重要遺跡の取り扱い方針を確立し、公園・緑地の計画づくりや幹線道路の計画づくり等に反映させる必要があり、早期の立入調査の実施と取り扱い方針の円滑な取りまとめに向けた体制づくりが課題

③ 地下水系の保全に必要な情報収集と対応策の検討

- ・ 地下水系の保全は普天間飛行場の跡地利用にかかる重要な計画課題として位置づけられており、市街化にともなう地下浸透率の低下への対応が不可欠と考えられるため、立入調査による情報収集にもとづき、跡地の水収支の実態を把握する必要があり、それにもとづき、湧水の量・質の保全に向けた総合的な対応策を検討し、供給処理施設の計画づくりや地下浸透率の低下を防止するための土地利用制限等に反映させることが課題

④ 洞穴上部空間利用にかかる安全性の確保

- ・ 洞穴については、③の検討により地下水系の一部としての機能を把握することのほかに、崩落の危険性を回避するための土地利用制限等についての検討が必要であり、洞穴上部における公園・緑地整備の評価にもつながることになるので、立入調査による実態把握にもとづく崩落のリスク分析を行い、計画づくりに反映させることが課題

(周辺市街地整備との連携に向けた計画条件)

⑤ 幹線道路沿道地域の地域整備にかかる検討

- ・ 普天間飛行場の跡地利用に必要な交通条件を整備するとともに、跡地整備事業の工事用道路として必要となるため、幹線道路の周辺市街地区間の早期整備に向けた取組を急ぐ必要があり、周辺市街地区間については、沿道地域の地域整備の方向や幹線道路の整備手法の検討とあわせて、沿道地域の住民や地権者との合意形成を進めることが課題

⑥ 跡地利用による周辺市街地の環境改善に向けた検討

- ・ これまでの検討においては、跡地を種地とした周辺市街地の再開発や跡地を受け皿とした周辺市街地の既存機能の再配置等の必要性が指摘されてきているが、具体的な取組にはいたっていないため、「計画内容の具体化」段階においては、跡地利用との連携による周辺市街地の環境改善に向けた検討を進め、計画づくりに反映させることが課題

2) 土地利用の実現性にかかる検討課題

① 「全体計画の中間取りまとめ」を活用した需要の開拓と見通しの確保

- ・ 「計画内容の具体化」段階においては、返還スケジュールの確定等のタイミングを計って、「中間の取りまとめ」を県内外に発信するとともに、デベロッパーや跡地利用者から、計画的な用地供給を前提とした開発企画を公募する等、沖縄県と跡地所在市町村の協働により、需要の開拓と見通しの確保に向けた取組を進めることが課題

② 計画的な用地供給に向けた地権者の協働の促進

- ・ 計画的な用地供給にかかる地権者の協働に向けた意向醸成を促進するために、①の取組と連携を図りつつ、土地の共同利用の手法等についての情報提供や地権者の組織化に向けた支援活動に取り組むことが課題

